

平成26年第21回教育委員会定例会記録

平成26年12月10日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成26年12月10日（水）午後2時00分～午後2時20分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 對馬 初音 委員 伊井 希志子
職務代理者 委員 折井 麻美子 教育長 井出 隆安

欠席委員 委員長 馬場 俊一

出席説明員 事務局次長 井口 順司 生涯学習スポーツ担当部長 井山 利秋
中央図書館長 渡辺 均 庶務課長 岡本 勝実
教育企画課長 筒井 鉄也 学務課長 植田 敏郎
特別支援教員 塩畑 まどか 学校支援課長 青木 則昭
学校整備課長 喜多川 和美 スポーツ振興課長 人見 吉也
済美教育センター所長 白石 高士 済美教育センター統括指導主事 平崎 一美
済美教育センター統括指導主事 大島 晃 済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司
担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 3名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第64号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第65号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第66号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第67号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 平成27年度学校給食調理業務委託新規実施校について
- (2) 平成26年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について
- (3) 学校運営協議会委員の任命について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第64号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第65号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	5
議案第66号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	5
議案第67号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	5
報告事項	
(1) 平成27年度学校給食調理業務委託新規実施校について	7
(2) 平成26年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について	8
(3) 学校運営協議会委員の任命について	10

委員長職務代理者 ただいまから、平成26年第21回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、馬場委員長が所用によりご欠席でございますので、委員長職務代理者として、私が委員会の議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めます。

本日の議事録の署名委員は折井委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が4件、報告事項が3件となっております。

それでは、議題に入ります。日程第1、議案第64号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第64号につきまして、ご説明を申し上げます。

本年12月8日に開催されました第4回区議会定例会本会議におきまして、「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正の議案が可決されまして、特別休暇に育児参加休暇が加えられました。このことに伴いまして、育児参加休暇の内容等を定めるほか、出産支援休暇の取得可能日数を改める等の規定の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。この左下の育児参加休暇、第23条の2というところです。育児参加休暇の規定を設けるものでございまして、休暇の内容、休暇を取得できる期間、また、休暇の取得可能日数を5日以内と定めてございます。次に、表の上の方でございますが、第23条に規定しております出産支援休暇の取得可能日数を国や他の区の状況を鑑み、3日以内から2日以内に改める等の改正を行うものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成27年1月1日としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明について、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

では、特にご意見がないようですので、議案第64号は原案のとおり可

決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第64号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第2、議案第65号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の議案を上程し、審議いたします。引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第65号につきまして、ご説明を申し上げます。

「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例」の一部改正の議案が区議会本会議で可決されまして、勤勉手当の支給月数が0.25月引き上げられたところでございます。この条例におきましては、勤勉手当の具体的な支給割合を規則で定めることとしていることから、条例の一部改正と同様に勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。

改正の内容でございますが、議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。第4条の支給割合の規定におきまして、支給月数を再任用職員以外の職員につきましては0.25月引き上げ、再任用職員につきましては0.1月引き上げるものでございます。

最後に附則でございますが、本年12月に支給する勤勉手当に適用させるため、この規則による改正後の規定につきましては、本年12月1日から適用することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明について、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

では、特にご意見、ご質問が出ないようですので、議案第65号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第65号は原案のとおり可決いたします。

続きまして、区費教員の給与改定に伴う所要の規定の整備等ということで、日程第3、議案第66号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」と日程第4、議案第67号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の2議案を一

括上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま一括上程されました議案第66号及び議案第67号の2議案につきまして、ご説明を申し上げます。

これらの議案は、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」の一部改正の議案が本会議で可決されまして、給料月額及び勤勉手当の支給月数が改められたことに伴う規定の整備でございます。

改正の内容につきましては、まず初めに、議案第66号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

学校教育職員、いわゆる区費教員のうち、特別支援学校に勤務する教員及び特別支援学級の授業を担当する教員に対しましては、その特殊性に基づきまして、給料表の額を調整するために、給料月額の100分の25を超えない範囲で給料の調整額を支給しているところでございます。

今般の給与条例の一部改正におきまして、公民較差を是正するために、本年4月1日に遡って給料月額を引き上げるとともに、地域手当の支給割合の引上げに伴い、平成27年4月1日から同率程度、給料月額を引き下げることといたしました。このことに伴いまして、都費教員に準じて定めております給料の調整額を改めるものでございまして、給料月額と同様に、本年4月1日に遡って引き上げるとともに、平成27年4月1日から引き下げる改正を行うものでございます。

なお、この規則の改正に当たりましては、同じ別表を異なる施行期日において改正する必要があるため、2条建てで改正しております。

それでは、議案第66号議案の最後から2枚目の「学校教育職員の給料の調整額の改定」という資料をご覧ください。資料の1ページ目におきましては、別表第1に規定する特別支援学校に勤務する職員の給料の調整額を示しているものでございます。上の方から現行の表、次に本年4月1日に遡って適用される表、それから、2ページ目の平成27年4月1日から施行する表の順で記載しており、下線を引いた金額が上の段の表と比較して改正があったことを示しているものでございます。

次に、3ページ目でございますが、別表第2に規定する特別支援学級の授業を担当する職員の給料の調整額を示してございます。この表につきましても、先ほどご説明いたしました順で記載しておりまして、下線

を引いた金額が上の段と比較して改正があったことを示しております。

最後に、附則でございますが、第1条の改正規定につきまして、本年4月1日から適用することとし、第2条の改正規定につきましては、平成27年4月1日から施行することとしております。その他、改正後の規則の規定を遡及して適用することに当たりまして、必要な措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第67号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。先ほどご説明いたしました「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」と同様に、区費教員の勤勉手当に関する規則を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、こちらにも議案の最後に添付いたしました新旧対照表をご覧ください。第4条の支給割合の規定におきまして、支給月数を再任用職員以外の職員については0.25月引き上げ、再任用職員につきましては0.1月引き上げるものでございます。

最後に、附則でございますが、本年12月に支給する勤勉手当に適用させるため、この規則による改正後の規則の規定につきましては、本年12月1日から適用することとしてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。それでは、ただいま一括上程されました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただいてから、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。何かございますでしょうか。

では、一括上程して審議いたしました議案第66号及び議案第67号の2議案について、原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第66号及び議案第67号の2議案を原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第5、報告事項の聴取を行います。初めに、「平成27年度学校給食調理業務委託新規実施校について」の説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 私から、「平成27年度学校給食調理業務委託新規実施校について」、ご報告させていただきます。

来年度からの新規委託校につきましては高井戸第二小学校、松ノ木小

学校の2校でございます。現在、49校が業務委託になっておりますので来年度は50校ということになります。なお、新泉小学校と和泉小学校が統合されますので、計算上、合計数がずれるということでございます。

選定の理由といたしましては、検討報告書に基づき、調理職員の退職等の状況や給食施設の整備状況、栄養士の配置状況、その他、学校運営上の課題などを総合的に勘案いたしまして、新規の委託校を来年度は2校とすることを決定したものでございます。

私からは以上でございます。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいまのご説明にご質問、ご意見はございますでしょうか。

伊井委員 高井戸第二小学校は新しく建ったばかりなので、施設につきましては予測がつくのですけれども、松ノ木小学校につきましては施設整備の予定とかはございますでしょうか。

学務課長 松ノ木小学校では、特に大きな改修工事というのは予定されておりません。

伊井委員 現在のままで委託業務がそのままできるということでしょうか。

学務課長 おっしゃるとおりです。

伊井委員 わかりました。

学務課長 まだ2校、大改修が残ってございますので、そちらの方は委託は避ける、ということで進めております。

伊井委員 業者についてはこれから検討されるのでしょうか。

学務課長 そうです。これから、入札の作業に入ることになります。

伊井委員 ぜひ、栄養士の方と業者の方とそれから学校とのトライアングルがうまくいくようにご調整いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

学務課長 わかりました。

委員長職務代理者 今、伊井さんもおっしゃいましたけれども、地域の方、保護者の方などへの説明も十分にしておいて、皆さんで納得していただいて、いい方向に進めればよいと思います。

それでは、よろしいですか。ありがとうございます。

では、次に「平成26年度優れた『地域による学校支援活動』推進にかかる文部科学大臣表彰の決定について」の説明を学校支援課長からお願い

いたします。

学校支援課長 平成 26 年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰に、三谷小学校の土曜日学校、学校支援本部、放課後子ども教室及び学校運営協議会の活動が選ばれ、一昨日、文部科学省において表彰されましたので、ご報告いたします。

この表彰は、地域全体で学校や子どもたちの教育活動を支援する活動のうち、その活動が特に優れ、他の模範と認められる者に対し、文部科学大臣が表彰を行うものでございます。

三谷小学校の表彰理由は、「CS フェスタ」を通して、保護者や地域に学校運営協議会や学校支援本部の活動に対する理解促進を図っているほか、放課後子ども教室や土曜日学校、地域との連携によって運営していることとございます。

資料の下段に表彰の状況を記載しておりますが、東京都から選ばれた 5 校の 1 つが三谷小学校ということになります。杉並区はこの制度が創設された平成 23 年度から 4 年連続での受賞となりましたが、東京都で一貫して受賞校を出しているのは杉並区だけです。

来年度も、優れた取組を実施している学校を推薦し、杉並区の地域に開かれた学校づくりを全国に発信してまいります。

私からは以上です。

委員長職務代理者 ありがとうございます。ただいまのご説明にご質問、ご意見はございますか。

折井委員 せっかくの機会ですので、学校支援本部を中心に行っている「そてつ教室」と「グローバルキッズ（国際理解教室）」について少し教えていただけないでしょうか。

学校支援課長 三谷小では、放課後子ども教室を「そてつ教室」と呼んでおりますけれども、こちらは月に 2 回から 4 回、主に月曜日に実施しているものでございます。内容としては、宿題や学習、漢字ゲームなど、さらには日本の行事体験教室、自由遊びなどを行っております。

それから、土曜日学校は「三谷サタデー実行委員会」といまして、月に 1 回程度、音楽教室やスポーツ、合気道、テニスなどを実施しているものでございます。

委員長職務代理者 それに参加している子どもたちの数も結構、変わらず多いということでしょうか。

学校支援課長 かなり多くの子どもが参加しているものでございます。

委員長職務代理者 学校という場所で、いろいろな活動が放課後などでもできるということは保護者にとっては安心ですし、大変いいことだと思います。4年連続して表彰していただける学校があるということはとても嬉しいことかなと思います。

では、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、次に、「学校運営協議会委員の任命について」の説明を引き続き、学校支援課長からお願いいたします。

学校支援課長 「学校運営協議会委員の任命について」、ご報告いたします。沓掛小学校、富士見丘小学校、及び荻窪中学校の委員を別紙のとおり任命いたします。委員の任期は、平成27年1月1日から平成28年12月31日までになります。

沓掛小学校の公募委員のうち、小笠原委員は現在、中瀬中学校の学校運営協議会委員、また、高橋委員は天沼中学校の学校運営協議会委員ですので、今後は両中学校との連携を視野に入れた学校について、ご提言をいただけるものと期待しております。また、荻窪中学校の田中委員につきましては、教育委員として培われた経験を荻窪中学校の学校運営に反映させていただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長職務代理者 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見などはございませんでしょうか。

伊井委員 そうしますと、沓掛小学校は今回、任期満了に伴う入れ替えということでしょうか。

学校支援課長 そうですね。沓掛小学校は平成21年1月に地域運営学校（コミュニティ・スクール）に指定されまして、ちょうど、学校運営協議会の公募委員が3期6年務められたということで、かなり大きな入れ替えになったということでございます。

伊井委員 メンバーの方々が多岐にわたっていらして、今後のお話し合いがとても期待できるなというふうに感じました。よろしく願います。

委員長職務代理者 沓掛小学校は3期6年経ったので入れ替え、ということですが、ここに記載されている7名全員が新規の方なのでしょうか。

学校支援課長 この中で、校長推薦の石田委員は今まで公募委員だったの

ですけれども、今回は新たに校長推薦という形になっております。それ以外の方は全員新規でございます。

委員長職務代理者 石田委員に関しては引き続き、ということになるわけですか。

学校支援課長 そうですね。選出区分が変わったため新規としていますが、実態的には引き続きという形になります。

委員長職務代理者 わかりました。では、全体的にだいぶフレッシュなメンバーになるということですね。

他にはよろしいですか。では、ありがとうございました。

報告事項は以上です。

以上で、予定されておりました日程は、全て終了いたしました。庶務課長、何か連絡事項はございますでしょうか。

庶務課長 教育委員会の日程でございますが、委員長に事前にご相談した結果、12月24日（水）は休会とさせていただき、次回の定例会を年明け1月14日（水）午後2時からとさせていただくこととなりました。なお、緊急を要する案件が出た場合などは臨時会を開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長職務代理者 ありがとうございました。では、これで年明けまでお会いしないかもしれないということでしょうか。

では、よいお年を、ということで、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。